

# 役員在任年齢規程

一般社団法人 日本教育情報化振興会

(目的)

第1条 この規程は、会長、専務理事、常務理事の役員（以下役員という）の在任年齢に関する事項を定める。

(役員の内任年齢)

第2条 役員の内任年齢は、以下に示す年齢に達した任期満了日までとする。

(1)会長の内任年齢は、満75才。

(2)専務理事・常務理事の内任年齢は、満65才。

2 本会が業務運営上特に必要とし、総会の同意を得た場合は、前項に定めた限りではなく、1期2年を限度として継続することができる。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から実施する。